１５．　税金の控除・減免について

種　類	内　　容	金　額	問合せ
所得税	【障害者控除】 本人、控除対象配偶者、扶養親族が 身障手帳3～6級 療育手帳B 精神障害者保健福祉手帳2～3級	所得控除27万円	八女税務署 《TEL》0943-23-5191
	【特別障害者控除】 本人、控除対象配偶者、扶養親族が 身障手帳1、2級 療育手帳A 精神障害者保健福祉手帳1級	所得控除40万円	
	【同居特別障害者控除】 控除対象配偶者又は扶養親族が同居の特別障害者に該当する場合	所得控除75万円	
住民税	【障害者控除】 所得税の内容と同じ	所得控除26万円	税務課 市民税担当 《TEL》0942-65-7012
	【特別障害者控除】 所得税の内容と同じ	所得控除30万円	
	【同居特別障害者控除】 所得税の内容と同じ	所得控除53万円	
事業税	重度の視覚障害者 （両眼の矯正視力が 0.06 以下）の方が行うあんま・鍼・灸・マッサージ等医業に類する事業	非課税	福岡県久留米県税事務所 《TEL》0942-30-1014
定期預金等の利子の非課税	身体障害者手帳の所持者等 療育手帳の所持者等 精神保健福祉手帳の所持者等	350万円まで 非課税	ゆうちょ銀行 その他の 金融機関
相続税	【障害者控除】 所得税の内容と同じ	控除額 （85 歳－障害者の年齢）×10 万円	八女税務署 《TEL》0943-23-5191
	【特別障害者控除】 所得税の内容と同じ	控除額 （85 歳－障害者の年齢）×20 万円	
贈与税	身体障害者・知的障害者・精神障害者に対する贈与のうちで、信託銀行に一定条件の下に信託する場合	3,000 万円 （特別障害者は 6,000 万円）まで 非課税	八女税務署 《TEL》0943-23-5191

○自動車税・自動車取得税・軽自動車税の減免について

障害者本人もしくは生計を同じくする家族の方が運転し、障害者の通院・通学・生業等、日常生活のために使用する車について自動車税（環境性能割・種別割）、軽自動車税（環境性能割・種別割）が減免されます。	
問合せ	○軽自動車税（種別割） 税務課 管理担当《TEL》0942-53-4113
	○上記以外 福岡県久留米県税事務所 《TEL》0942-30-1026 福岡県筑後県税事務所 《TEL》0942-52-5131

障 害 名		障害の級別	
		本人運転 ※1	生計同一運転 ※2
視覚障害	軽自動車（種別割）	2 級の 3、2 級の 4 3 級の 3、3 級の 4	1～3 級、4 級の 1
	上記以外	2 級の 3、2 級の 4 3 級の 3、3 級の 4	1～3級、4級の1
聴覚障害		2、3級	2、3級
平衡機能障害		3級	3級
音声・言語・そしゃく機能障害		3級	3級
上肢障害		1、2級	1、2級
下肢障害		1～6級	1～4級
体幹障害		1～3級および5級	1～3級
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能	1、2級	1、2級
	移動機能	1～6級	1～4級
内部機能障害 ※3		1、3級	1、3級
肝臓障害		1～3級	1～3級
免疫機能障害		1～3級	1～3級
知的障害		療育手帳 A1、A2、A3（A 含む）、B1 ※4	
精神障害		精神障害者保健福祉手帳1級	

（注）

※1. 障害者手帳をお持ちの方が車を所有し、運転される場合。

※2. 障害者手帳をお持ちの方と生計を同じくする家族の方が、車の所有、運転のいずれか又は両方の場合など。

※3. 内部機能障害とは心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸機能障害。

※4. 知的障害B判定については障がい者更生相談所、児童相談所等からB1である証明が必要です。

- 減免を受けることができるのは、手帳をお持ちの方 1 人につき 1 台（軽自動車含む）のみ。また、自動車検査証に事業用と記載されているものは、対象外です。
- 複数の障害がある場合は、それぞれの障害の等級区分で判断します。